

アンケート(実施中) にご協力を

町では、平成12年度に始まる介護保険制度に向けて、「介護保険事業計画」の策定と「老人保健福祉計画」の改定に取り組みます。

これらの計画は、高齢者が住みなれた家庭や地域で、できるだけ自立した生活を送り、安心して暮らせる社会づくりのためのものです。そのための資料として、皆さまの健康状態や福祉サービスの利用状況、利用意向について、お聞かせください。

将来の介護サービスの量や保険料の算定などを決めるための調査ですので、ご理解いただき調査にご協力くださいますようお願いします。

〈調査内容〉

●高齢者一般調査（65歳以上全員）…民生委員による配布と回収

●若年者一般調査（40歳以上64歳以下の無作為抽出者1000名）…郵便による調査

▶実施時期 7月～8月頃

▶調査基準日 7月1日現在

なお、高齢者一般調査の結果で、介護の必要度によって2次調査を予定しています。後日、調査員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

お問い合わせは、役場健康福祉課☎2-1114まで。

■制度の仕組み（例） 2000年4月 あなたの家では

日々の保険料は

父親	母親	本人
2500円	2500円	1700円
(年金から天引き)	(会社も同額負担)	

（注）平成12年度における介護保険料（1兆8,900億円）負担する40歳以上（およそ6,500万人）で割り、それを月額に換算した。



平成12年4月から 介護保険

制度がスタート！

平成12年4月から始まる介護保険。新聞やテレビでよく耳にしますが、いったいどんなものなのか？介護の問題は他人事ではありません。ぜひとも知っておく必要があります。ここでは、この制度の概要について紹介します。

介護保険って どんな仕組み？

老後の最大の不安要因でもある介護の問題。近年、少子・高齢化、核家族化が進み、家族だけで介護を行うことは、非常に大きな負担となっています。

介護保険制度は、社会全体で介護を支え合う制度です。町は、加入者の皆さんとの保険料を財源に制度を運営します。

また、サービス提供者は、介護を必要とする人の希望を尊重しながら、保健・医療・福祉サービスを提供します。

65歳以上の人が（第1号被保険者という）と40歳以上65歳未満の医療保険に加入している人（第2号被保険者という）が介護保険の対象になります。

寝たきり、痴呆などで常に介護を必要とする状態（要介護状態）に陥った場合にサービスが受けられます。

介護保険に加入するのは40歳以上の方です。

（状態（要支援状態）になつたり、常時の介護までは必要ないが、家事や身じたく等、日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になつたとき、介護保険からサービスを受けることができます。この要介護認定の申請受付は、平成11年10月頃から始まります。

高齢者の保険料は、原則として年金から天引きされます。

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料は、所得に応じて段階に設定されており、厚生省は年金から天引きされますが、それ以外の人は個別に町に支払います。

40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料は、加入している健康保険の種類によって算定方法が異なります。保険料の半額を国、または事業主が負担しますので、残りの半額が健康保険料と一括して徴収されます。

55歳以上の人（第1号被保険者）の保険料は、所得に応じて段階に設定されており、厚生省の試算では、一人当たり月額平均2500円程度が見込まれています。年金額が一定額以上の人は年金から天引きされますが、それ以外の人は個別に町に支払います。

40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料は、加入している健康保険の種類によって算定方法が異なります。保険料の半額を国、または事業主が負担しますので、残りの半額が健康保険料と一括して徴収されます。

サービスを利用するときは、町に要介護認定を申請します。

介護サービスを受けたいときは、町へ申請します。申請は本人だけでなく、家族などもできます。

町では、申請を受けると、訪問調査を行います。その調査結果とかかりつけ医の意見書とともに、保健医療・福祉の専門家で構成される介護認定審査会が介護または支援を必要とするかどうかの判定を行います。町は、この判定結果に基づいて認定を行います。

認定を受けると、要介護度や本人、家族の希望をふまえて、適切な介護サービスが受けられるよう介護サービス計画（ケアプラン）を作ります。この計

画は、介護支援専門員が本人や家族と相談しながら作成しますが、利用者自身が作ることもできます。

介護サービスを利用した場合、利用者はかかる費用の1割を負担します。施設に入所した場合は、さらに食費の利用者負担があります。

なお、1割負担が高額になる場合には、高額介護サービス費が支給されます。また、所得が低い場合も自己負担の軽減措置が設けられる予定です。

